

最も詐欺的な学者 10 人のうち 5 人がこの国の出身者である

6 月、日本人学者の藤井善隆が長年占めた「王座」を明け渡し、ドイツ人学者のヨアヒム・ボルトが 184 本の論文撤回で世界新記録を樹立、新たな「論文捏造王」となった。

王」が交代したとはいえ、論文捏造ランキングにおける日本人学者の絶対的優位は揺るがない。論文撤回数の多い上位 10 人のうち 5 人が日本人、上位 5 人のうち 3 人が日本人、上位 3 人のうち 2 人が日本人である。

これらの統計は、世界的な「論文捏造ランキング」を作成・表示しているウェブサイト「リトラクション・ウォッチ」によるもので、最も撤回された学者が掲載されている。

1. [Joachim Boldt \(184\)](#) See also: [Editors-in-chief statement](#), [our coverage](#)
2. [Yoshitaka Fujii \(172\)](#) See also: [Final report of investigating committee](#), [our reporting](#), [additional coverage](#)
3. [Hironobu Ueshima \(123\)](#) See also: [our coverage](#)
4. [Yoshihiro Sato \(113\)](#) See also: [our coverage](#)
5. [Ali Nazari \(96\)](#) See also: [our coverage](#)
6. [Jun Iwamoto \(88\)](#) See also: [our coverage](#)
7. [Diederik Stapel \(58\)](#) See also: [our coverage](#)
8. [Yuhji Saitoh \(56\)](#) See also: [our coverage](#)
9. [Adrian Maxim \(48\)](#) See also: [our coverage](#)
10. [Chen-Yuan \(Peter\) Chen \(43\)](#) See also: [SAGE](#), [our coverage](#)

世界の「改ざんランキング」トップ 10、Retraction Watch より

中国科学報のインタビューに応じた日本の学者、白楽探偵は、これ

は日本の学术界、特に生命科学界が不正行為に無関心であること、そして日本の研究規範制度に大きな欠陥があることを反映していると主張した。

研究不正大国

最近更新された「捏造論文リスト」のトップ 10 は以下の通り:

1. ヨアヒム・ボルト (ドイツ) 184 撤回;
2. 藤井善隆、日本、172 撤回;
3. 上嶋浩順、日本、123 撤回;
4. 佐藤能啓 (日本)、113 撤回;
5. アリ・ナザリ、96 撤回;
6. 岩本潤 (日本)、88 撤回;
7. オランダ、Diederik Stapel、58 撤回;
8. 斎藤佑司 (日本)、56 回リトラクション;
9. エイドリアン・マキシム (アメリカ)、48 回撤回;
10. 台湾、中国、ピーター・チェン、43 撤回。

5 人が日本の学者である。このうち、藤井善隆と上嶋浩順は麻酔科医、佐藤能啓、岩本潤、斎藤佑司は整形外科医である。

権威ある雑誌『サイエンス』はこのデータを引用し、日本が「医学研究不正大国」であることを指摘している。世界的な論文の著者のうち、日本の学者はわずか5%である。しかし、撤回された論文の数が最も多い10人の学者のうち、日本は5人を占めている。

日本は科学研究、特に生物医学分野で強いという印象を誰もが持っている。2022年現在、日本はノーベル賞受賞者が最も多いアジアの国である。日本には優秀な科学者が多く、『ネイチャー』や『サイエンス』などの一流誌に質の高い論文が多数掲載されており、同業者からも日本の研究者は「真面目で厳格」「堅実で信頼できる」という印象を持たれている。

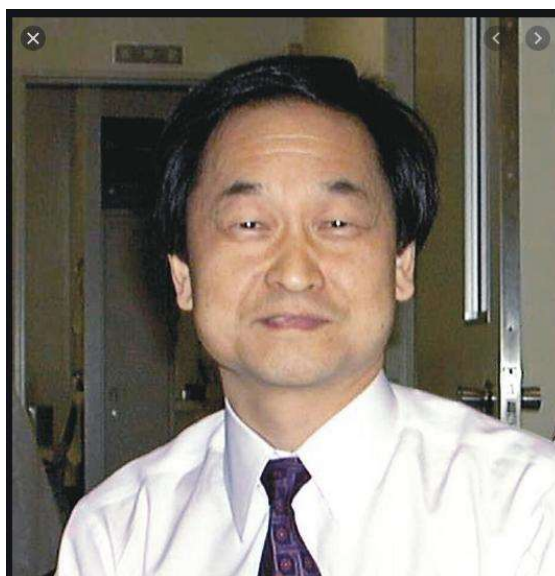
しかし、日本の科学研究の裏側も実に驚くべきもので、21世紀に入ってから、日本の大学教授たちの学歴詐称スキャンダルが頻発し、2014年には小保方晴子 STAP 細胞偽造事件が日本で発生し、世界の学界までが嵐を巻き起こした。数年前、日本のメディアはすでに自国を「研究不正大国」と呼んでいた。



日本のメディアサイトのスクリーンショット

では、科学研究大国と見なされてきた日本が、同時に論文不正大国という汚名を背負うことができるのだろうか？

このことは、かつて撤回論文数で世界一だった藤井善隆の例がよく示している。



藤井善隆

藤井氏は東京医科大学、筑波大学、東邦大学で教鞭を執る麻酔科医

である。彼が1993年から2011年までに発表した多くの論文のうち、172本が撤回された。皮肉なことに、藤井の捏造を最初に発見したのは日本人ではなくドイツ人であった。

2000年4月、ドイツのピーター・クランケらがアメリカの麻酔専門誌『Anesthesia & Analgesia』に藤井の論文の異常を指摘する論文を発表し、当時藤井が所属していた日本麻酔科学会と筑波大学にも通知した。

しかし、学会誌編集委員会、日本麻酔科学会、筑波大学は藤井を調査しなかった。藤井はその後も長年にわたって「問題論文」を発表し続けた。

2009年にアメリカのスコット・ルーベン、2010年にドイツのヨアヒム・ボルトと、麻酔科学における大規模な不正が相次ぎ、それが藤井にまで飛び火したのは、それから約10年後のことである。

麻酔科学雑誌『Anaesthesia』のステイブ・イエンティス編集長(当時)は2010年、藤井の調査結果に疑問を呈し、論文規制の強化を求める論説を掲載した。

英国の麻酔科医ジョン・カーライルは藤井の論文を精査し、多くの

異常データを発見し、2012年の論文で指摘した。この論文をきっかけに、藤井に対する正式な調査が始まった。

日本が最終的に行動を起こしたのはこの時点だった。日本麻酔科学会は2012年3月から8月までの5ヶ月間にわたる調査の結果、藤井が172本の論文で捏造したデータを使用していたと結論づけ、関係する学術誌に論文の撤回を求めた。

東邦大学は、藤井が准教授だった2012年2月に解雇した。

「しかし、日本の学界は藤井事件からあまり学んでいないようだ」。白楽氏によれば、その直後に上嶋浩順の事件が起きたという。



上嶋浩順

現在、世界で3番目に撤回された著者である麻酔科医の上嶋浩順は、昭和大学の講師であった。

上島は、藤井の発覚から数年後の 2014 年から 2020 年の間に発表された 123 本の撤回論文を保有している。上島と藤井は同じ東京を拠点とし、同じ麻酔科の分野であった。上島は藤井の事件を知っていたと考えるのが妥当だろう。

しかも、2014 年には小保方晴子氏のデータ捏造事件という、日本の学界、日本社会、さらには世界を震撼させるだけでなく、恩師の自殺の引き金にまでなった大事件が報道された。



当時、世界を騒がせた小保方晴子の STAP 細胞捏造事件

あの状況では、データ改ざんが悪質な不正行為であることは、上島や周囲の研究者たちにとって明らかだったはずだ。しかし、藤井氏と小保方晴子氏の経験は上島氏らの抑止力にはならなかった。2014 年から 7 年間、上島氏は不正論文を発表し続けたのである。

まさにてんやわんやの大事件である。

学者探偵・白楽：日本の学界は捏造に無関心

白楽氏は、日本の研究者が世界の「論文偽造リスト」のトップに君臨している現象を追跡調査してきた。彼は76歳の日本の学術探偵であり、お茶の水女子大学名誉教授の上級科学者でもある。



現在 76 歳白楽

「これは、日本の学术界、特に生命科学界が不正行為に無関心であること、そして日本の研究規範制度に大きな欠陥があることを反映している」と、白楽氏は自身のブログに率直に書いている。

中国科学報の記者は白楽氏にインタビューを行い、日本の学界の現状を垣間見るとともに、研究倫理の問題についての見解を求めた。

中国科学報：撤回観測によると、最も撤回された原稿を持つ10人の研究者のうち、5人が日本の研究者です。この現象についてどう思われますか？

白楽：日本には質の低い人が多いからだと考える人もいるでしょう。しかし、そうではありません。

日本の研究者の多くは偽造に対して安易な考えを持っており、発見されたり罰則を受けたりすることなく、長年にわたって「問題論文」を公表し続けるので、多くの論文を公表してしまうのです。発覚するまで、その累積数は途方もない。

日本の大学や学者は研究不正に無関心で鈍感であり、長年にわたって研究者の不正を公表していない。

その上、日本の大学や学界は研究不正に対する処罰が甘い。罰則が軽いため、多く的人是 FFP（=捏造、改ざん、剽窃）を深刻な問題と考えていない。

前述したように、アメリカのスコット・ルーベンが事件後、禁固6ヶ月の実刑判決を受けたが、日本の藤井、上島両氏は刑事罰を受け

ず、医師免許さえ剥奪されず、医師として仕事を続けている。

このような寛大な罰則は、大学院生、研究者、大学、学者に対して、FFPは重大な不正行為ではないというメッセージを送り続けている。

中国科学報: 日本における不正行為に対する罰則の仕組みはどのようになっていますか? また、その仕組みはどのように評価されていますか?

白楽: 日本では、学歴詐称は法律で禁止された犯罪ではなく、刑事罰や懲役刑はありません。

学術上の不正行為に対する罰則は、4つのカテゴリーに分けられます: i)提携大学・機関による罰則、ii)財団法人による罰則、iii)提携学会による罰則、iv)出版社・学術雑誌による罰則。

罰則の最初の2つのカテゴリーを取り上げる。

最初のカテゴリー、すなわち提携大学や機関からの罰則である。学歴詐称の程度に応じて、大学教員は免職、懲戒処分、戒告などの処分の対象となり、学部生や大学院生は退学や停学、学位を取得した大学院生は学位取り消しなどの処分の対象となる。しかし、どの

大学も明確な基準を設けておらず、政府も罰則の統一基準を設けていない。

2つ目のカテゴリーは、IMFが補助金受領者に課す罰則である。罰則には、資金提供された研究プロジェクトで改ざんが発覚した場合、資金の返還や資金申請の禁止などがあるが、研究者に深刻な打撃を与えるものではない。

○研究活動における不正行為等への対応に関する規則

(平成27年3月25日平成27年規則第12号)

改正 平成27年9月30日平成27年規則第227号 平成28年3月30日平成28年規則第69号
平成29年3月30日平成29年規則第40号 平成29年7月13日平成29年規則第112号
平成30年3月29日平成30年規則第18号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
 - 第2章 告発等の受付等(第4条-第8条)
 - 第3章 研究機関等における調査及び機構における認定(第9条-第12条)
 - 第4章 機構における調査(第13条-第20条)
 - 第5章 調査中の一時的措置(第21条)
 - 第6章 不正行為等と認定された場合の措置(第22条-第28条)
 - 第7章 告発者等の保護、職員の責務その他(第29条-第31条)
 - 第8章 雑則等(第32条・第33条)
- 附則

日本における研究不正行為に対する罰則の仕組み - 公式文書参照

米国に比べ、日本の不正行為に対する罰則はかなり緩い。

米国では、違反した研究者は研究停止という処分を受けるが、日本の罰則には違反した研究者を学界から追い出すという目的はなく、解雇されることも稀である。

例えば、2022 年に研究プロジェクトのデータ捏造・改ざんが発覚した日本人宇宙飛行士の古川聡氏は、実質的な処罰を受けず、その後も元の研究機関で仕事を続けている。



宇宙航空研究開発機構（JAXA）所属の古川聡

国際基準から見れば、日本の刑罰の仕組みは改善が急務である。

一般社会人が犯罪を犯せば処罰される。そして、学歴詐称を行った者にも、一般人に対する犯罪を行った者と同じ罰則が適用されるべきである。例えば、データを詐称して研究助成金や昇進を不正に獲得した場合には詐欺罪を適用して処罰すべきであり、詐称した論文に基づく医療措置によって患者の健康を害したり死亡させたりした場合には業務上過失致死罪を適用して処罰すべきである。

加えて、偽造に対する日本の大学の露骨な不作為が横行している。

多くの社会人は、大学は報告に対して誠実に対応し、専門家を招いて慎重かつ徹底的な調査を行い、最終的に社会に真実を伝えると思いい込んでいる。実際はそうではない。

研究者を "捏造者" と決めつけることは、大学自体の評判を下げることにつながるため、日本の大学は不正調査の際、常に痕跡を消してきた。

そもそも調査を避けるように努め、調査をしなければならないときは、「偽造はない」という結論を強要するような、場当たりの調査を選択する。調査結果は公表されないか、あるいは略式で公表される。違反者の名前や所属は伏せられる。調査委員会のメンバーの名前すら公表されない。

また、米国ではどの大学にも不正調査を専門とする公平な職員がいるのに対し、日本の大学には不正調査の "インサイダー" がほとんどいない。調査が行われる際も、専門家ではない一般の教員が調査員に任命され、上層部の意向を推測して調査を妨害する。

捏造をした者は摘発され、慎重に調査され、厳罰に処されること、

捏造は危険であり、大きな損失であることを研究者全員に認識させる必要がある。 そのためには、発見、調査、処罰のシステムを改善すべきである。 調査や罰則は、大学や研究機関、学者から独立し、調査権限を持つ高等機関またはそれに準ずる機関（例えば警察）が行うべきである。

中国科学報：日本人研究者の中には、他国で捏造を行った後、日本に帰国し、新たな教職に就き、日本で捏造を続ける者もいる。 これは学歴詐称に対する寛容さを示しているのでしょうか？ この現象の原因は何だと思えますか？ また、どのような対策を講じるべきでしょうか？

白楽：私の答えはイエスです。 日本社会は欧米社会よりも犯罪や不正に対して寛容であり、特に高齢者や大学教授、医師に対しては寛容である。

しかし、そうした寛容さが良いことではないのは明らかです。 日本の学界は研究不正に対する見識が乏しく、それが重大な不正行為であることに気づいていない。 多くの日本の学者は、たとえ同僚が捏造をしても問題ないと考えている。

これに対して、私は3つの提案をしたい。

第一に、研究者コミュニティ全体が偽造に注意を払い、それが重大な不正行為であることを誰もが知るように「見識」を深めるべきである。

第二に、不正の前科がある研究者は、諸外国でも日本でも、研究や研究者養成の場から排除すべきである。大学の教員や研究者として働き続けることを認めない制度を設けるべきである。制度化が現状では難しいとしても、少なくともそのような習慣や文化を確立すべきである。

第三に、現在隠されがちな情報をオープンにし、透明性を高める必要がある。

中国科学報：現在の日本の学術環境の最大の問題点は何だと思えますか？

白楽：研究不正に対する無関心と洞察力の欠如は、日本の学術環境における大きな問題である。

しかし、最大の問題は学術環境ではなく、「学術」そのもの、つまり日本の学術界や科学技術界に魅力がないことです。

日本政府や経済界は科学技術を評価せず、日本社会は研究者を尊敬せず、優秀な子どもや若者は研究者になりたがらない。日本の学術、科学技術は衰退し、どんどん落ちている。

白楽の紹介

1947年1月生まれ。生化学、細胞生物学、生政治学を研究する理学博士。2012年に退職し、現在はお茶の水女子大学名誉教授。

白楽の人生史は、「科学研究」と「学術偽造」が絡み合った数十年と言える。

1974年、27歳で名古屋大学大学院理学研究科博士課程修了。1976年、筑波大学生物科学系講師。1980年、米国国立がん研究所 (NCI) に2年間留学。1985年、お茶の水女子大学理学部生物学科に着任し、助教授を経て2004年に教授に就任。2006年にはサバティカル休暇を利用してヨーロッパ22カ国の大学・研究機関を訪問。2012年にお茶の水女子大学を定年退職し、名誉教授の称号を保持。

科学者としてのアイデンティティに加え、彼にはもう一つのアイデンティティがある。2000年から学術倫理に着目し、STAP細胞事件が学界に衝撃を与えた。2014年4月、白楽らくはオンラインブ

ログ「白楽の研究者倫理」を開設した。 詳細な事例を多数収録した「研究者事例データベース」であり、過去 10 年間で 1,000 以上の記事が蓄積され、ホームページへのアクセス数だけでも 110 万を超える。 日本人向けに日本語で書かれているが、幅広い国々をカバーしている点で包括的である。 このブログの「見る人の目」を逃れることができるのは、学問の倫理に違反する人間も、どんな事柄もないと言える。



白楽の研究者倫理，2014 年 4 月、白楽設立